

和泉短期大学における公的研究費使用に関する行動規範

文部科学省制定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、公的研究費を使用する上での本学の教職員としての取組の指針を明らかにすべきものとして、行動規範を定め、一人ひとりがこれを実践するものとする。

- 1 教職員は、公的研究費が研究機関の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 教職員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守するとともに、常に説明責任を果たすものとして行動しなければならない。
- 3 研究者は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 教職員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 教職員は、公的研究費の取り扱いに関する研修等に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。